

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：平成30年度）

担当部署名	企画振興部 飯高地域振興局 地域住民課
評価対象期間	平成30年 4月 1日 ～ 平成31年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	0 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	波瀬診療所
	所 在 地	松阪市飯高町波瀬148番地
	設置目的	市民の健康管理と福祉の増進を図るため、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、設置する。
	設備の概要	○敷地面積 3,256㎡（飯高林業総合センター敷地） ○施設の内容 鉄筋コンクリート造2階建の1階一部 51.84㎡ ○建設年月 昭和59年 6月

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	公益社団法人 松阪地区医師会
	所 在 地	松阪市白粉町363番地
指定管理業務の内容		1. 診療所は、次に掲げる診療を行う。 (1) 診察 (2) 健康診断及び健康相談 (3) 療養の指導及び相談 (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給 (5) 処置その他の治療 2. 利用料金の徴収に関する業務 3. 診療所の土地、建物、附属施設、設備備品の維持管理、修繕に関する業務 4. 上記のほか、診療所の管理運営に関し市長が必要と認める業務
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	○診療科 : 内科 ○診療日時: 月・水・金曜日 14時～16時 ○往診 : 適宜
	サービスの質の向上	○往診、訪問診療、患者送迎等 高齢化・過疎化による交通弱者の増加に対応している。
	施設・設備等の維持管理	○往診、訪問診療、患者送迎等 高齢化・過疎化による交通弱者の増加に対応している。

指定期間 平成26年 4月 1日 ～ 平成31年 3月31日

(単位：円)

		事業計画	事業収支実績				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業収支推計	収入	指定管理料	0	0	0	0	0
		診療報酬等	22,000,000	21,152,500	22,774,114	20,793,217	21,087,097
		計 (A)	22,000,000	21,152,500	22,774,114	20,793,217	21,087,097
	支出	施設管理経費	15,000,000	16,061,980	16,796,176	16,488,877	14,572,639
		医療経費等	7,000,000	5,090,520	5,977,938	4,304,340	6,514,458
		計 (B)	22,000,000	21,152,500	22,774,114	20,793,217	21,087,097
収支差引額 (A) - (B)		0	0	0	0	0	

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価	
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	5	A	5	A
	②施設設置目的の達成度	5		5	
	③利用者数	5		5	
	④運営状況	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	5		5	
	⑥意思疎通	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	5		5	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	5	A	5	A
	②利用者の平等な利用	5		5	
	③適切な情報提供	5		5	
	④利用促進・PR	5		5	
	⑤非常時・緊急時の対応	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	5		5	
	⑦自主事業	5		5	
	⑧利用者アンケートの実施	5		5	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	5	A	5	A
	②備品・什器等の保守点検	5		5	
	③修繕業務	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	5		5	
	⑤清掃業務	5		5	
	⑥鍵管理	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
【努力した点・成果等】 ○地域住民の健康を保つため、日常診療に加え生活習慣病の予防、介護予防に努めています。 ○高齢化、過疎化が著しい地域のため通常診療だけでなく、介護予防の重要性が増していることから、介護事業所や住民協議会と言った他職種との連携を密にしています。	【評価すべき点】 ○設置目的を適切に行い、地域住民の健康維持を図るため、生活習慣病や介護予防に努めるなど、積極的に地域医療に取り組んでいる。
【改善すべき点】 ○施設の老朽化が目につくようになってきました。	【指導すべき点】 ○特にありません。
【所属長意見（今後の方向性等）】 これまでの実績を踏まえ、地域医療や地域住民の健康管理に取り組んでこられたことは、大変大きいものがあり、地域住民の安心感とともに強い信頼を得ていると評価します。 今後も、高齢化が進む当地域において、医療を必要とする人が益々増えることから、地域医療の拠点としての役割は大きいと考えます。	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる